

第52回定時株主総会

その他の電子提供措置事項

(交付書面記載省略事項)

- 事業報告
 - 主要な事業内容
 - 主要な事業所及び店舗
 - 従業員の状況
 - 新株予約権等に関する事項
 - 会計監査人に関する事項
 - 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況
 - 会社の支配に関する基本方針
- 連結計算書類
 - 連結株主資本等変動計算書
 - 連結注記表
- 計算書類
 - 貸借対照表
 - 損益計算書
 - 株主資本等変動計算書
 - 個別注記表
- 監査報告
 - 連結計算書類に係る会計監査報告
 - 計算書類に係る会計監査報告

第52期（2025年4月1日から2026年3月31日まで）

株式会社はるやまホールディングス

主要な事業内容（2026年3月31日現在）

当社グループは、衣料品及びその関連洋品の販売を主な内容として事業活動を展開しております。

当社グループに係る位置づけは次のとおりであります。

① 当社

グループ戦略立案及び各事業会社の統括管理及び不動産賃貸借

② 子会社

会社名	主要な事業内容
はるやま商事株式会社	衣料品販売事業（衣料品及びその関連洋品の販売）
株式会社モリワン	衣料品販売事業（衣料品及びその関連洋品の販売）
株式会社ミック	広告代理業
株式会社マンチェス	衣料品販売事業（衣料品及びその関連洋品の販売）

主要な事業所及び店舗（2026年3月31日現在）

① 当社

本社 岡山市北区青江一丁目17番21号
 岡山中央オフィス 岡山市北区中山下一丁目8番45号
 NTTクレド岡山ビル 10階

（注）NTTクレド岡山ビルは2026年4月1日付けでGEEKS OKAYAMAに名称を変更しました。

② 子会社

イ. はるやま商事株式会社

本社 岡山市北区青江一丁目17番21号

店舗 358店舗（46都道府県）

北海道・東北エリア（24店舗）

北海道	2店舗	青森県	7店舗	岩手県	1店舗
宮城県	6店舗	秋田県	5店舗	山形県	1店舗
福島県	2店舗				

関東エリア（50店舗）

茨城県	3店舗	栃木県	2店舗	群馬県	4店舗
埼玉県	11店舗	千葉県	6店舗	東京都	14店舗
神奈川県	10店舗				

中部・北陸エリア (47店舗)

新 潟 県 7 店舗 富 山 県 3 店舗 福 井 県 4 店舗
 山 梨 県 1 店舗 長 野 県 2 店舗 岐 阜 県 2 店舗
 静 岡 県 12 店舗 愛 知 県 16 店舗

近畿エリア (103店舗)

三 重 県 7 店舗 滋 賀 県 10 店舗 京 都 府 7 店舗
 大 阪 府 36 店舗 兵 庫 県 28 店舗 奈 良 県 7 店舗
 和 歌 山 県 8 店舗

中国エリア (56店舗)

鳥 取 県 4 店舗 島 根 県 5 店舗 岡 山 県 19 店舗
 広 島 県 16 店舗 山 口 県 12 店舗

四国エリア (28店舗)

徳 島 県 4 店舗 香 川 県 8 店舗 愛 媛 県 11 店舗
 高 知 県 5 店舗

九州エリア (50店舗)

福 岡 県 11 店舗 佐 賀 県 3 店舗 長 崎 県 6 店舗
 大 分 県 6 店舗 熊 本 県 8 店舗 宮 崎 県 5 店舗
 鹿 児 島 県 4 店舗 沖 縄 県 7 店舗

ロ. 株式会社モリワン

本社 石川県野々市市御経塚三丁目8番地
 店舗 5 店舗 (2 県)
 富 山 県 2 店舗 石 川 県 3 店舗

ハ. 株式会社ミック

本社 岡山市北区青江一丁目17番21号

ニ. 株式会社マンチェス

本社 岐阜県岐阜市香蘭三丁目8番地

従業員の状況 (2026年3月31日現在)

① 企業集団の従業員の状況

区 分	従業員数(名)	前連結会計年度末比増減(名)
衣 料 品 販 売 事 業	1,049 (618)	△2 (△19)
全 社 (共 通)	40 (5)	△6 (2)
合 計	1,089 (623)	△8 (△17)

(注) 1. 従業員数は就業人員(グループ外から当社グループへの出向者を含む。)であり、臨時雇用者数は当連結会計年度の平均人員(1人当たり1日8時間換算)を()外数で記載しております。

2. 全社（共通）として記載されている従業員数は、管理部門に所属しているものであります。
3. 上記従業員のほかに、嘱託社員125名を雇用しております。

② 当社の従業員の状況

従業員数（名）	前事業年度末比増減（名）	平均年齢（歳）	平均勤続年数（年）
12	△1	43.0	6.3

- (注) 1. 従業員数は就業人員（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。）であります。
2. 上記従業員のほかに、嘱託社員5名を雇用しております。

新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

会計監査人に関する事項

- ① 名 称 PwC Japan有限責任監査法人
- ② 報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	25,300千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	37,300

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

③ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

取締役及び監査役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務並びに当社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は、以下のとおりであります。

①取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、コンプライアンス全体を統括する組織として内部統制部を設置しております。コンプライアンスの推進については、「はるやまグループ行動規範」の策定をはじめ、内部統制部及びコンプライアンス・リスク委員会を中心にモニタリングを実施し、リスク発生防止に努め、当社及び子会社の取締役・従業員等がそれぞれの立場で、コンプライアンスを自らの問題と捉え業務に当たるよう、研修等を通じてその遵守を推進しております。

また、当社及び子会社は、コンプライアンス経営の強化に資することを目的とした、従業員からの組織的又は個人的な法令等違反行為などに関する相談又は通報に対する適正な処理の仕組みを「はるやまグループ内部通報規程」に定めることにより、不正行為等の早期発見と是正を図っております。

加えて当社及び子会社は、反社会的勢力による経営活動への関与の防止や当該勢力による被害を防止するための体制を定めており、その概要は次のとおりであります。

【反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況】

反社会的勢力及び団体との関係を持つことは、法令等に違反することを「はるやまグループ行動規範」「はるやまグループコンプライアンス基本規程」、各種会議体及び研修等を通じて全従業員に周知徹底し、決して関係を持たないこととするとともに、有事の際は速やかに内部統制部へ報告・相談を行うものとし、当該部署の責任者からコンプライアンス・リスク委員会への報告を行い、当該委員会の委員長から担当取締役を通じて各役員へ報告するものとしております。また不当な要求がなされた場合には、顧問弁護士・警察等に相談し協力体制を整備するとともに、不当要求に対しては断固拒否し毅然とした態度で対応することとしております。また「経営危機管理マニュアル」に基づき、取締役社長を本部長とする対策本部を設置するものとしております。

反社会的勢力による被害の防止は、業務の適正を確保するために必要な法令等遵守及びリスク管理事項として、内部統制システムに明確に位置づけることとしております。

②取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、法令・「文書管理マニュアル」その他関連する規程等に基づき、取締役の職務執行に係る情報（取締役会議事録・稟議書及びそれら関

連する資料、会計帳簿・会計伝票等の決算資料及びその他の情報等)は適切に保存及び管理を行っております。また、取締役・監査役及びそれらに指名された従業員はいつでもこれらの情報を閲覧できることとしております。

なお、子会社においても当社の規程等に準じて運用することとしております。

③損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社及び子会社は、「はるやまグループリスク管理規程」「経営危機管理マニュアル」を策定しリスク管理を行っております。リスク管理の全社的推進とその管理に必要な情報の共有化を図るため、当社及び子会社の取締役・執行役員等で構成するコンプライアンス・リスク委員会を設置し、リスクの識別・分類・分析・評価・対応を主とした統制活動を内部統制部と連携して、当社グループ全体を対象に行うこととしております。

なお、重大な経営危機が発生した場合は、取締役社長を本部長とした対策本部を設置し、迅速な対応を行うこととしております。

④取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、定例の取締役会を毎月1回開催するほか、必要に応じて臨時取締役会を開催し、重要事項の決定並びに取締役の職務の執行状況の監督等を行っております。取締役会の機能をより強化し経営効率をさらに向上させるため、取締役会のほかに当社及び子会社の取締役・執行役員及び担当部長が出席する「経営会議」や「幹部共有」等の会議を随時開催しております。業務の運営については、将来の事業環境を踏まえ、中期経営計画及び各年度予算方針を立案し、全社的な目標を設定しております。

なお、変化の激しい経営環境に機敏に対応するため、当社グループの中核事業会社に執行役員制度を設け、権限移譲の拡大と統制機能の充実強化を図り、事業運営の意思決定と業務執行の迅速化に努めております。当事業年度末日現在、当該中核事業会社における当社取締役を兼務していない執行役員は6名であります。

子会社は、取締役会等を少なくとも3ヶ月に1回開催し、取締役等の職務の執行に係る事項について、「関係会社管理規程」に基づき、当社取締役会に報告又は承認を得ることとしております。

また、子会社の取締役・執行役員は、当社の「幹部共有」等の会議に出席し、月次業務の報告を行うとともに、当社グループ全体の企業価値を高めるため、連携して経営課題の検討、改善提案を行っております。

⑤当社及びその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

内部統制部は、当社及び子会社の事業活動に関し、法令及び定款に適合することを確保するため、業務の適正性及び効率性の向上策を当社グループ全体で推進し、必要に応じてそれらのモニタリングを行うこととし、その結果については、適宜、取締役会へ報告するものとしております。

また、内部統制システム構築を充実したものにするため、取締役社長をはじめとする取締役・従業員は、「職務分掌権限規程」「職務分掌権限一覧表」等に従い業務を遂行し、業務の適正性・効率性を確保し、当社グループ全体で企業価値の向上に取り組むこととしております。

- ⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

当社では現在、監査役の職務遂行を補助すべき従業員を配置しておりませんが、必要に応じて監査役の業務補助のため監査役スタッフを置くこととしております。その人事異動及び人事考課については、担当取締役は監査役と事前に協議し、了解を得ることとしております。

- ⑦ 前号の使用人の取締役からの独立性及び当該使用人に対する監査役の指示の実効性の確保に関する事項

監査役スタッフの独立性については、「監査役監査基準」に基づき、監査役から監査役監査の職務を補助することの要請を受けた従業員は、その要請に関する業務については、取締役及び上長等の指揮・命令を受けないものとしております。

- ⑧ 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する体制

取締役社長をはじめとする当社及び子会社の取締役・従業員並びに子会社の監査役は、会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実があることを発見したとき又はこれらの者から報告を受けたときは、法令等に従い、直ちに監査役へ報告するものとしております。

なお、上記の報告を理由とする当該通報者への不利益な取り扱いは一切禁止しております。

- ⑨ 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査役がその職務の執行について、公認会計士、弁護士その他外部専門家に対する相談費用を請求した場合は、当該監査役の職務の執行に必要なでないことが明らかである場合を除き、速やかにその費用又は債務を処理することとしております。

- ⑩ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、取締役会のほか、重要な各種会議体や委員会に適宜出席するとともに、主要な稟議書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役・従業員にその説明を求めることとしております。

また、取締役社長と監査役会との間で定期的に活発な意見交換会を実施し、経営の健全化に努めております。

効率的かつ実効的な監査役監査を行うため、必要に応じて、顧問弁護士・会計監査人や内部統制部と適宜、意見交換・情報交換等を行い、連携強化に努めております。

当該体制の運用状況の概要は、以下のとおりであります。

①取締役の職務の執行について

取締役の職務の執行が効率的に行われるよう、業務執行取締役と当社グループの中核事業会社の執行役員及び各部門長で構成する「経営会議」を適時開催し、意思決定と業務執行の迅速化という観点から、取締役会を補充してまいりました。また、当社及び子会社の業務執行取締役と担当部長以上で構成する「幹部共有」を月に1回開催し、グループ全体で決定事項の確認と社内外の情報の共有を行っております。

取締役の職務の執行に係る情報については、適切に保存、管理しており、その他内部情報の管理や情報セキュリティに関して随時委員会を開催し、その都度、協議内容と結果を取締役会へ報告しております。

②法令遵守及びリスク管理について

月に1回、コンプライアンス・リスク委員会を開催し、法令及び損失の危険に関する問題点の洗い出しを行い、適宜、対応・解決してまいりました。また、内部統制部が中心となり、モニタリングを実施し、その結果について定期的に取締役会へ報告するほか、当社及び子会社の取締役・従業員等に対して、企業法務に関する研修や情報発信を行うなど、法令遵守を推進しております。さらに、内部通報制度を通じて不正行為等の早期発見と是正を図ってまいりました。

③子会社の管理について

子会社の事業活動に関しては、「関係会社管理規程」に基づき、月に1回業績の状況を、四半期に1回決算の状況を、それぞれ当社取締役会へ報告するとともに、重要案件に関しては、必要に応じて当社取締役会の承認を得ております。

④監査役の監査体制について

当社の監査役会は3名（うち2名は独立社外監査役）で構成されており、月に1回開催される定例取締役会の前に監査役会を開催し、取締役会決議事項に関する意見交換や業績等の推移に関する情報交換を行ってまいりました。

監査役は、取締役会議事録、稟議書などの重要書類について、何時でも閲覧できるほか、取締役会はもちろん、必要に応じて「幹部共有」等の重要な会議やコンプライアンス・リスク委員会、内部情報管理委員会にも出席し、適宜適切なアドバイスを行う一方で、当社及び子会社の取締役・従業員並びに子会社の監査役から、業務の報告、重要情報の提供を受けております。

会社の支配に関する基本方針

会社法施行規則第118条第3号に定める「株式会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針」の概要は以下のとおりであります。

①当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針の概要

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に資する者が望ましいと考えます。また、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者が、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保・向上させる者として最適であるか否かは、最終的には当社株主の総体意思に基づき判断されるべきものであると考えます。

しかしながら、株式等の大量買付や買収提案のなかには、株主のみなさまに買収提案の内容を検討するための十分な情報や時間を提供することのないもの、その目的等からみて対象会社の企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、対象会社の株主のみなさまに株式等の売却を事実上強要するもの等もあります。当社は、このような大量買付や買収提案を行う者は当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者としては不適切であると考えます。

②当社の財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の会社支配に関する基本方針の実現に資する特別な取組みの概要

当社は、ビジネスウェアの販売を通じてライフスタイルを提案する専門店チェーンとして、「より良いものをより安く」の創業理念、地域に密着した「お客様第一主義」の経営理念のもと、高品質・高機能商品の企画、開発、販売に努めてまいりました。また、お客様のご意見、ご要望を速やかに顧客サービスに反映させる経営の実践にも積極的に取り組んでまいりました。さらに、季節・歳時記、商品特性などに対応した売り場等の演出のほか、テレワークの浸透やビジネスウェアのカジュアル化など多様化した消費者ニーズに対応した商品の提供等による既存店の活性化を推進するとともに、ローコスト経営の実現、財務体質の改善・強化、スピーディかつ柔軟な組織への変革といった経営課題に果敢に挑戦し、新たな業態開発によって業容の拡大を図るなど、当社の企業価値ひいては株主共同の利益

の一層の向上に努めております。

また、当社は、コーポレート・ガバナンスを、当社の企業価値の最大化と健全性の確保を実現させるために企業活動を規律する仕組みであって、経営上もっとも重要な課題のひとつと位置づけております。迅速な経営の意思決定と業務執行の分離による経営の透明性を高めるため、当社グループの中核事業会社に執行役員制度を設け、権限移譲の拡大と統制機能の充実化に努めております。また、社会の構成員としての企業人に求められる価値観・倫理観を社内で共有し、企業の創造的な発展と公正な経営を実現するため、コンプライアンス・リスク委員会において、社内へのコンプライアンスの浸透、経営上のリスク事案の評価等を行い、適宜取締役会へ報告しております。加えて当社は、監査役制度を採用しており、現行の3名の監査役のうち2名が会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。監査役会は、経営監視機能をより適正かつ効率的に行えるよう、必要に応じて、顧問弁護士・公認会計士や内部統制部との意見交換を行うほか、取締役会ではそれぞれの事案の適法性・妥当性について客観的な意見を積極的に述べるなど、経営の透明性・公正さに対する監視を行っております。

なお、当社は、2020年7月に、取締役等の指名に関する手続きの公正性・透明性・客観性・独立性を確保することを目的として、任意の指名委員会を設置いたしました。当社は、今後もより一層の経営の透明化とコーポレート・ガバナンスの向上を図り、お客様や株主のみならず、社会全体から高い信頼が得られるよう努めてまいります。

③基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みの概要

当社は、会社支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、又は向上させるための取組みとして2025年6月27日開催の第51回定時株主総会において、株主のみならず「当社株式等の大量買付行為に関する対応策」（以下「本プラン」といいます。）のご承認を賜り、継続いたしております。

本プランは当社株式等の20%以上を買取しようとする者が現れた場合に、買取者に事前に情報提供を求める等、本プランの目的を実現するための必要な手続きを定めております。

買取者は、本プランに係る手続きに従い、当社取締役会において本プラ

ンの発動又は不発動が決議された場合に、当該決議以降に限り、当社株式等の大量買付等を行うことができるものとしております。

買取者が本プランに定めた手続きに従うことなく当社株式等の大量買付等を行う場合、当該買付等が当社の企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれのある場合等で、本プランに定める発動の要件を満たす場合には、当社は、買取者等（買取者及び一定の関係者）による権利行使は原則認められないとの行使条件及び当社が買取者等以外から当社株式と引換えに新株予約権を取得できる旨の取得条項が付された新株予約権を、当社を除く全ての株主に対して新株予約権無償割当ての方法で割り当てます。

本プランに従って新株予約権の無償割当てがなされ、その行使又は当社による取得に伴って買取者等以外の株主のみなさまに当社株式が交付された場合には、買取者等の有する当社の議決権割合は最大50%まで希釈化される可能性があります。

当社は、本プランに従った新株予約権の無償割当ての実施、不実施又は取得等の判断については、取締役会の恣意性を排除するため、当社経営陣から独立した委員による独立委員会を設置し、その客観的な判断を経るものとしております。こうした手続きの過程については、適宜株主のみなさまに対して情報開示を行い、その透明性を確保することとしております。

本プランの有効期間は、当該株主総会終結後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとなっております。

- ④本プランが、株式会社の支配に関する基本方針に沿うものであり、株主共同の利益を損なうものではないこと、会社役員の地位の維持を目的とするものではないこと及びその理由

本プランは、①買取への対応方針に関する指針等の要件を充足していること、②企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上を目的に導入しているものであること、③株主意思を重視するものであること、④独立性の高い社外者の判断を重視するものであること、⑤合理的な客観的要件が設定されていること、⑥デッドハンド型もしくはスローハンド型買取防衛策ではないこと、の理由から、基本方針に沿い、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社経営陣の地位の維持を目的とするものではないと考えております。

本プランの詳細につきましては、インターネット上の当社ウェブサイト (https://www.haruyama.co.jp/ir/ir_agm.php) に掲載しております。

連結株主資本等変動計算書

（ 2025年4月1日から
2026年3月31日まで ）

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
当連結会計年度期首残高	3,991,368	3,862,125	16,593,543	△350,670	24,096,366
当連結会計年度変動額					
剰余金の配当			△320,213		△320,213
親会社株主に帰属する当期純利益			△1,094,085		△1,094,085
自己株式の取得				△243,224	△243,224
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)					-
連結会計年度変動額合計	-	-	△1,414,298	△243,224	△1,657,522
当連結会計年度末残高	3,991,368	3,862,125	15,179,245	△593,894	22,438,844

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額			純資産合計
	そ の 他 の 有 価 証 券 評 価 差 額	繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計	
当連結会計年度期首残高	69,643	△17	69,626	24,165,992
当連結会計年度変動額				
剰余金の配当			-	△320,213
親会社株主に帰属する当期純利益			-	△1,094,085
自己株式の取得			-	△243,224
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)	166,487	220	166,707	166,707
連結会計年度変動額合計	166,487	220	166,707	△1,490,814
当連結会計年度末残高	236,130	203	236,333	22,675,177

(注) 記載金額は千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

連 結 注 記 表

(連結計算書類作成のための基本となる重要な事項)

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の状況

連結子会社の数	4社
連結子会社の名称	はるやま商事株式会社 株式会社ミック 株式会社モリワン 株式会社マンチェス

(2) 主要な非連結子会社の状況

主要な非連結子会社の名称	田原コンサート株式会社
連結の範囲から除いた理由	非連結子会社は小規模であり、総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、連結計算書類に重要な影響を及ぼさないため、連結の範囲から除外しております。

2. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

3. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

……………時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

市場価格のない株式等 ……………移動平均法による原価法

② 棚卸資産の評価基準及び評価方法

商 品 ……………個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

貯蔵品 ……………最終仕入原価法による原価法

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

（リース資産を除く）……………定率法

ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は、建物15～20年であります。

② 無形固定資産

（リース資産を除く）……………定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

③ リース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法

- ④ 長期前払費用 ……………定額法
- (3) 重要な引当金の計上基準
- ① 貸倒引当金
 売上債権等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
- ② ポイント引当金
 一般顧客向けの衣料品販売事業における、売上の計上を伴わずに付与されるポイントの使用による売上値引に備えるため、将来使用されると見込まれる額を計上しております。
- ③ 賞与引当金
 従業員の賞与の支給に充てるため、翌連結会計年度支給見込額のうち当連結会計年度負担額を計上しております。
- ④ 店舗閉鎖損失引当金
 店舗の閉鎖による損失に備えるため、損失見込額を計上しております。
- (4) 収益及び費用の計上基準
 商品の販売に係る収益は、主に一般顧客向けの衣料品販売であり、顧客との販売契約に基づいて商品を引き渡す履行義務を負っております。当該履行義務は、商品を引き渡す一時点において、顧客が当該商品に対する支配を獲得して充足されると判断し、引渡時点で収益を認識しております。取引の対価は履行義務を充足してから概ね1年以内に受領しており、重大な金融要素は含んでおりません。
 なお、商品の販売のうち、当社が代理人に該当すると判断したものについては、他の当事者が提供する商品と交換に受け取る額から当該他の当事者に支払う額を控除した純額を収益として認識しております。
- (5) 退職給付に係る会計処理の方法
- ① 退職給付見込額の期間帰属方法
 退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。
- ② 数理計算上の差異の費用処理方法
 数理計算上の差異は、その発生した連結会計年度に一括して費用処理しております。
- ③ 小規模企業等における簡便法の採用
 一部の連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。
- (6) 重要なヘッジ会計の方法
- ・ヘッジ会計の方法
 為替変動リスクのヘッジについては振当処理を採用しております。
 - ・ヘッジ手段とヘッジ対象
 ヘッジ手段……………為替予約
 ヘッジ対象……………外貨建金銭債権債務
 - ・ヘッジ方針
 為替変動リスクを回避するため、為替予約を利用しております。
 - ・ヘッジ有効性評価の方法
 振当処理によっている外貨建金銭債権債務に係る為替予約が振当処理の要件を満たしていることを確認しており、その判定をもって有効性の評価に代えております。

(会計上の見積りに関する事項)

(1) 固定資産の減損損失について

①当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

減損損失	355,953千円
固定資産残高(減損損失計上後)	13,305,985千円

②その他の情報

当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額の算出方法については(連結損益計算書関係)の注記「減損損失」に記載のとおりであります。

当社グループでは、減損の認識の判定において、各店舗における将来キャッシュ・フローの見積りを行っております。当社グループでは店舗ごとに発生する将来キャッシュ・フローは、各店舗における直近年度を含む一定期間の過去の実績に基づく収益性の傾向が将来も継続すると仮定し、過去の実績額を勘案した方法により算定しております。

なお、当該見積りについて、将来の不確実な経済条件の変動等により見直しが必要となった場合、翌連結会計年度以降の連結計算書類において認識する固定資産の減損金額に影響を与える可能性があります。

(2) 繰延税金資産の回収可能性について

①当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

繰延税金資産	352,123千円
法人税等調整額	226,252千円

②その他の情報

当連結会計年度末における繰延税金資産の回収可能性の検討においては、過去(3年)及び当連結会計年度の経営成績や納税状況、翌期の事業計画などを総合的に勘案し、一時差異等加減算前課税所得を合理的に見積り、企業会計基準適用指針第26号「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」第16項から第32項に従って、要件に基づき企業を分類しております。当社及び連結子会社のはるやま商事株式会社は、上記の検討に基づき、企業会計基準適用指針第26号「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」において、分類4に該当するとして、将来減算一時差異及び税務上の繰越欠損金に対して、翌期の見積課税所得の範囲内で繰延税金資産を計上しております。

当社が繰延税金資産の回収可能性を検討するにあたって、翌連結会計年度の事業計画に基づく課税所得の見積り使用しております。事業計画は当連結会計年度の実績を基礎とし、翌期の販売計画や直近の状況に基づく必要な補正を行っております。

当該見積りについて、他の将来の不確実な経済条件の変動などによって影響を受ける可能性があり、実際に発生した課税所得の時期及び金額が見積りと異なった場合、翌連結会計年度以降の連結計算書類において認識する繰延税金資産及び法人税等調整額の金額に影響を与える可能性があります。また、税制改正により実効税率が変更された場合に、翌連結会計年度以降の連結計算書類において認識する金額に重要な影響を与える可能性があります。

(会計上の見積りの変更に関する事項)

資産除去債務

当連結会計年度において、当社グループの管理する不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務として計上していた資産除去債務について、原状回復費用の新たな情報の入手に伴い、原状回復費用に関して見積りの変更を行いました。

この見積りの変更による増加額123,633千円を変更前の資産除去債務残高に加算しております。なお、当該見積りの変更により、当連結会計年度の営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益はそれぞれ112,849千円減少しております。

(連結貸借対照表関係)

- | | |
|--|--------------|
| 1. 有形固定資産の減価償却累計額 | 28,803,589千円 |
| 2. 資金決済に関する法律に基づく供託
差入保証金 | 10,000千円 |
| 3. 顧客との契約から生じた債権及び契約負債 | |
| 受取手形及び売掛金のうち、顧客との契約から生じた債権の金額は、連結注記表（収益認識に関する事項）「(3) 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報」に記載しております。 | |

(連結損益計算書関係)

減損損失

当連結会計年度において、当社グループは以下の資産グループについて減損損失を計上いたしました。

用途	営業店舗（50店舗）	
場所	東京都江戸川区 他	
種類	建物及び構築物	296,435千円
	土 地	20,267千円
	そ の 他	39,251千円
	営業店舗 計	355,953千円

当社グループは、キャッシュ・フローを生み出す最小単位として営業店舗、賃貸資産及び遊休資産という個別物件単位で資産のグルーピングを行っております。

当連結会計年度において、営業店舗について、収益性の低下又は土地の著しい時価の下落等により、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しており、その内訳は上表のとおりであります。

なお、当資産グループの回収可能価額は、正味売却価額と使用価値のいずれか高い方の金額により測定しており、使用価値については将来キャッシュ・フローを2.4%で割り引いて算定し、正味売却価額は主要な物件については、不動産鑑定士による不動産鑑定評価書、その他の物件については、固定資産税評価額等を基礎に算定しております。

(連結株主資本等変動計算書関係)

1. 当連結会計年度末の発行済株式の種類及び総数
普通株式 16,485,078株

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決 議	株式の種類	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)	基 準 日	効力発生日
2025年5月15日 取締役会	普通株式	320,213	20.0	2025年3月31日	2025年6月30日

- (2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

2026年5月15日開催の取締役会決議による配当に関する事項

- ①配当金の総額 243,040千円
②1株当たり配当額 15.5円
③基準日 2026年3月31日
④効力発生日 2026年6月9日

なお、配当原資については、利益剰余金とすることを予定しております。

3. 株主資本の金額の著しい変動

自己株式の取得

当社は、2024年11月14日開催の臨時取締役会決議に基づき、自己株式330,500株の取得を行いました。この結果、当連結会計年度において自己株式が243,224千円増加し、当連結会計年度末において自己株式が593,894千円となっております。

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資産運用については短期的な預金等に限定し、また、資金調達については主に銀行借入による方針であります。営業債権である受取手形及び未収入金は、取引先の信用状況を把握し、期日管理及び残高管理を行っております。売掛金については、一般消費者(不特定多数)を顧客にしているため、販売管理規程に従い管理する体制としております。投資有価証券は、主として株式であり、有価証券管理規程に従い管理する体制としております。

長期貸付金及び差入保証金は、主に来店時に預託したものであり、預託先の信用状況を把握し、残高管理を行っております。営業債務である支払手形及び買掛金、未払金及び未払法人税等は、そのほとんどが1年以内の支払期日であります。借入金の使途は、運転資金及び設備投資資金であります。長期預り保証金は、主に商業施設として賃貸している不動産に対する敷金です。デリバティブ取引は、デリバティブ管理規程に従い、実需の範囲で行うこととしております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2026年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等は、次表には含まれておりません（※2）参照）。

	連結貸借対照表 計上額（千円）	時 価（千円）	差 額（千円）
(1) 受取手形及び売掛金	338,599	338,599	—
(2) 未収入金	2,535,083	2,535,083	—
(3) 投資有価証券	528,533	528,533	—
(4) 長期貸付金	362,716	355,590	△7,126
(5) 差入保証金	5,184,006	4,851,736	△332,270
資産計	8,948,940	8,609,543	△339,396
(1) 支払手形及び買掛金	2,055,559	2,055,559	—
(2) 短期借入金	5,200,000	5,200,000	—
(3) 1年内返済予定長期借入金 及び長期借入金	5,288,670	5,279,724	△8,945
(4) 未払金	1,113,449	1,113,449	—
(5) 未払法人税等	64,243	64,243	—
(6) 長期預り保証金	607,642	532,962	△74,679
負債計	14,329,565	14,245,940	△83,625
デリバティブ取引（※3）	312	312	—

（※1）「現金及び預金」については、現金であること、及び預金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

（※2）市場価格のない株式等は、「(3)投資有価証券」には含まれておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

区 分	連結貸借対照表計上額（千円）
非上場株式	247,019

（※3）デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、（ ）で示しております。

3. 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価:観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価:観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価:重要な観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価
時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

① 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

区分	時価 (千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券 その他有価証券 株式	528,533	—	—	528,533
デリバティブ取引 通貨関連	—	312	—	312
資産計	528,533	312	—	528,846

② 時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

区分	時価 (千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
受取手形及び売掛金	—	338,599	—	338,599
未収入金	—	2,535,083	—	2,535,083
長期貸付金	—	355,590	—	355,590
差入保証金	—	4,851,736	—	4,851,736
資産計	—	8,081,009	—	8,081,009
支払手形及び買掛金	—	2,055,559	—	2,055,559
短期借入金	—	5,200,000	—	5,200,000
1年内返済予定長期借入金及び長期借入金	—	5,279,724	—	5,279,724
未払金	—	1,113,449	—	1,113,449
未払法人税等	—	64,243	—	64,243
長期預り保証金	—	532,962	—	532,962
負債計	—	14,245,940	—	14,245,940

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

①投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

②受取手形及び売掛金、未収入金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっており、レベル2の時価に分類しております。

③長期貸付金、差入保証金

これらの時価については、回収可能性を反映した将来キャッシュ・フローを残存期間に対応する国債の利回り等適切な指標による利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

④支払手形及び買掛金、短期借入金、未払金、未払法人税等

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっており、レベル2の時価に分類しております。

⑤1年内返済予定長期借入金及び長期借入金

これらの時価については、元利金の合計額を、新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

⑥長期預り保証金

これらの時価については、将来キャッシュ・フローを残存期間に対応する国債の利回り等適切な指標による利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

⑦デリバティブ取引

時価の算定方法は、取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(収益認識に関する事項)

(1) 収益の分解情報

当社グループは、衣料品販売事業を営む単一セグメントであり、引渡時点において、顧客が当該商品に対する支配を獲得した段階で、履行義務が充足されると判断し、当該時点で収益を認識しております。

(単位：千円)

	報告セグメント
	衣料品販売事業
重衣料	15,047,573
[スーツ・礼服・コート]	
中衣料	3,453,633
[ジャケット・スラックス]	
軽衣料	15,795,876
[ワイシャツ・ネクタイ・カジュアル・小物・その他]	
補修加工賃収入	915,569
合計	35,212,653

(2) 収益を理解するための基礎となる情報

(連結計算書類作成のための基本となる重要な事項) 「3. 会計方針に関する事項」の「(4) 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

(3) 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

顧客との契約から生じた債権及び契約負債の残高

受取手形	5,143千円
売掛金	333,455千円
契約負債	336,102千円

契約負債は、主に衣料品販売事業において一般顧客に付与したポイントについて、一般顧客が将来においてポイントを使用するごとに商品を引き渡す履行義務に関するものです。

契約負債は、収益の認識に伴い取り崩されます。

(1 株当たり情報)

1株当たり純資産額	1,446円12銭
1株当たり当期純利益	△69円38銭

貸借対照表

(2026年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	4,815,398	流動負債	7,232,474
現金及び預金	4,383,103	短期借入金	4,600,000
貯蔵品	1,685	1年内返済予定長期借入金	2,278,588
前払費用	150,183	未払金	49,403
未収入金	272,127	未払消費税等	102,404
その他	8,298	未払費用	6,365
固定資産	30,422,973	未払法人税等	20,883
有形固定資産	11,380,480	預り金	2,661
建物	1,514,242	賞与引当金	627
構築物	312,903	資産除去債務	53,955
車両運搬具	0	その他	117,584
工具、器具及び備品	248,646	固定負債	5,332,907
土地	9,105,391	長期借入金	2,630,506
建設仮勘定	199,296	退職給付引当金	15,244
無形固定資産	1,169,655	資産除去債務	1,625,663
商標権	20,385	長期預り保証金	167,656
ソフトウェア	392,474	その他	893,836
ソフトウェア仮勘定	756,669	負債合計	12,565,381
施設利用権	127	(純資産の部)	
投資その他の資産	17,872,837	株主資本	22,436,859
投資有価証券	605,028	資本金	3,991,368
関係会社株式	1,620,489	資本剰余金	3,862,125
長期貸付金	12,161	資本準備金	3,862,125
関係会社長期貸付金	22,745,000	利益剰余金	15,177,261
長期前払費用	38,674	利益準備金	560,000
繰延税金資産	26,931	その他利益剰余金	14,617,261
差入保証金	780,227	配当平均積立金	1,166,000
その他	13,550	別途積立金	14,320,000
貸倒引当金	△7,969,225	繰越利益剰余金	△868,738
		自己株式	△593,894
		評価・換算差額等	236,130
		その他有価証券評価差額金	236,130
資産合計	35,238,371	純資産合計	22,672,990
		負債・純資産合計	35,238,371

(注) 記載金額は千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(2025年4月1日から
2026年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
営業収益		
経営管理料	1,278,590	
不動産賃貸収入	552,960	
営業収益合計		1,831,550
営業費用	1,732,003	
営業費用合計		1,732,003
営業利益		99,546
営業外収益		
受取利息	279,013	
受取配当金	13,784	
受取手数料	1,447	
受取地代家賃	128,293	
貸倒引当金戻入額	7,230	
その他	4,660	434,430
営業外費用		
支払利息	53,830	
貸倒引当金繰入額	1,102,813	
賃貸費用	75,388	
その他	3,457	1,235,490
経常利益		△701,513
特別利益		
固定資産売却益	5,000	
受取保険金	46,600	51,600
特別損失		
固定資産除売却損	11,395	
減損損失	355,311	
システム障害対応費用	41,458	408,165
税引前当期純利益		△1,058,078
法人税、住民税及び事業税	1,250	
法人税等調整額	78,127	79,377
当期純利益		△1,137,456

(注) 記載金額は千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(2025年4月1日から
2026年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本									自己株 式	株主資本 合計
	資本金	資本剰余金		利益準備金	剰余金			利益剰余金 合計			
		資本準備金	資本剰余金 合計		配当平均 積立金	その他利益 積立金	繰越利益 剰余金				
当 期 首 残 高	3,991,368	3,862,125	3,862,125	560,000	1,166,000	13,870,000	1,038,930	16,634,930	△350,670	24,137,753	
当 期 変 動 額											
別途積立金の積立			-			450,000	△450,000	-		-	
剰余金の配当			-				△320,213	△320,213		△320,213	
当期純利益			-				△1,137,456	△1,137,456		△1,137,456	
自己株式取得			-					-	△243,224	△243,224	
株主資本以外の 項目の事業年度中の 変動額(純額)			-						-	-	
当期変動額合計	-	-	-	-	-	450,000	△1,907,669	△1,457,669	△243,224	△1,700,893	
当 期 末 残 高	3,991,368	3,862,125	3,862,125	560,000	1,166,000	14,320,000	△868,738	15,177,261	△593,894	22,436,859	

	評 価 ・ 換 算 差 額 等		純 資 産 合 計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額	評 価 ・ 換 算 差 額 等	
当 期 首 残 高		69,643	24,207,396
当 期 変 動 額			
別途積立金の積立			-
剰余金の配当			△320,213
当期純利益			△1,137,456
自己株式取得			△243,224
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)	166,487		166,487
当期変動額合計	166,487		△1,534,406
当 期 末 残 高	236,130		22,672,990

(注) 記載金額は千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

個別注記表

(重要な会計方針)

1. 資産の評価基準及び評価方法

有価証券の評価基準及び評価方法

① 子会社株式 ……………移動平均法による原価法

② その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

……………時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

市場価格のない株式等 ……………移動平均法による原価法

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

（リース資産を除く）……………定率法

ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は、建物15～20年であります。

(2) 無形固定資産

（リース資産を除く）……………定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

(3) 長期前払費用……………定額法

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

売上債権等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員の賞与の支給に充てるため、翌事業年度支給見込額のうち当事業年度負担額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

①退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。

②数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異は、その発生した事業年度に一括して費用処理しております。

4. 収益及び費用の計上基準

当社の収益は、子会社からの経営管理料及び子会社からの不動産賃貸収入となります。経営管理料においては、子会社への契約内容に応じた受託業務を提供することが履行義務であり、業務が実際になされた時点で当社の履行義務が充足されることから、当該時点で収益及び費用を認識しております。子会社からの不動産賃貸収入については、利用に応じて履行義務が充足されると判断し、サービスを提供した時点で収益を認識しております。

(会計上の見積りに関する事項)

(1) 固定資産の減損損失について

- ① 当事業年度の計算書類に計上した金額
- | | |
|-----------------|--------------|
| 減損損失 | 355,311千円 |
| 固定資産残高(減損損失計上後) | 12,554,917千円 |

② その他の情報

連結注記表(会計上の見積りに関する事項)に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

(2) 繰延税金資産の回収可能性について

- ① 当事業年度の計算書類に計上した金額
- | | |
|---------|----------|
| 繰延税金資産 | 26,931千円 |
| 法人税等調整額 | 78,127千円 |

② その他の情報

連結注記表(会計上の見積りに関する事項)に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

(3) 貸倒引当金の計上について

- ① 当事業年度の計算書類に計上した金額
- | | |
|----------|-------------|
| 貸倒引当金 | 7,969,225千円 |
| 貸倒引当金繰入額 | 1,102,813千円 |
| 貸倒引当金戻入額 | 7,230千円 |

② その他の情報

主な内容として、当社の連結子会社であるはるやま商事株式会社に対する貸付金22,400,000千円について、貸倒懸念債権として区分し、同社の経営状態、債務超過の程度、今後の収益の見通し、その他債権回収に係りのある定量的・定性的要因を考慮したうえで、支払能力を総合的に判断した結果、貸倒引当金7,929,735千円を計上いたしました。当該貸倒引当金の見積りにおいては、長期的な将来情報の不確実性を考慮した上で期末日時点の同社の財政状態を基礎とした情報が支払能力を示すという仮定に基づいております。なお、翌事業年度において、はるやま商事株式会社の財務状況等がさらに悪化し支払能力が低下した場合、貸倒引当金の追加計上又は貸倒損失が発生する可能性があります。

(会計上の見積りの変更に関する事項)

資産除去債務

当事業年度において、当社の管理する不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務として計上していた資産除去債務について、原状回復費用の新たな情報の入手に伴い、原状回復費用に関して見積りの変更を行いました。

この見積りの変更による増加額123,633千円を変更前の資産除去債務残高に加算しております。なお、当該見積りの変更により、当事業年度の営業利益、経常利益及び税引前当期純利益はそれぞれ112,849千円減少しております。

(貸借対照表関係)

- | | |
|--------------------------------|--------------|
| 1. 有形固定資産の減価償却累計額 | 28,079,123千円 |
| 2. 関係会社に対する金銭債権債務(区分表示したものを除く) | |
| 短期金銭債権 | 274,818千円 |
| 長期金銭債務 | 15,000千円 |
| 3. 取締役、監査役に対する金銭債務 | |
| 長期金銭債務 | 13,189千円 |

(損益計算書関係)

1. 関係会社との取引高

営業取引による取引高	
経営管理料	1,278,590千円
不動産賃貸収入	552,960千円
営業取引以外の取引	277,039千円

2. 減損損失

当事業年度において、当社は以下の資産グループについて減損損失を計上いたしました。

用途	賃貸資産(48店舗)	
場所	東京都江戸川区他	
種類	建築物	231,502千円
	構築物	64,713千円
	土地	20,267千円
	その他	38,827千円
	賃貸資産計	355,311千円

当社は、キャッシュ・フローを生み出す最小単位として賃貸資産及び遊休資産という個別物件単位で資産のグルーピングを行っております。

当事業年度において、賃貸資産について、収益性の低下又は土地の著しい時価の下落等により、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しており、その内訳は上表のとおりであります。

なお、当資産グループの回収可能価額は、正味売却価額と使用価値のいずれか高い方の金額により測定しており、使用価値については将来キャッシュ・フローを2.4%で割り引いて算定し、正味売却価額は、主要な物件については、不動産鑑定士による不動産鑑定評価書、その他の物件については、固定資産税評価額等を基礎に算定しております。

(株主資本等変動計算書関係)

当事業年度末における自己株式の種類及び株式数

普通株式	805,025株
------	----------

(収益認識に関する事項)

(1) 収益の分解情報

経営管理料	1,278,590千円
不動産賃貸収入	552,960千円

(2) 収益を理解するための基礎となる情報

(重要な会計方針) 「4. 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
貸倒引当金	2,499,149千円
減価償却超過額	1,721,084千円
土地減損損失	1,063,030千円
税務上の繰越欠損金額	954,054千円
資産除去債務	526,728千円
子会社株式の評価	254,515千円
長期未払金	254,442千円
有価証券評価損	110,179千円
未払事業税	6,157千円
退職給付引当金	4,780千円
未払事業所税	1,090千円
その他	49,577千円
繰延税金資産小計	7,444,792千円
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	△954,054千円
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△6,369,690千円
評価性引当額	△7,323,745千円
繰延税金資産合計	121,046千円
繰延税金負債	
資産除去債務対応資産	△21,811千円
投資有価証券	△71,785千円
その他	△517千円
繰延税金負債合計	△94,114千円
繰延税金資産の純額	26,931千円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の主要な項目別の内訳

法定実効税率	30.4%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.1%
住民税均等割	0.1%
役員賞与	0.1%
受取配当金益金不算入	△0.0%
評価性引当額	△37.8%
税率変更による税効果の影響	△0.2%
その他	△0.2%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	△7.5%

(関連当事者との取引に関する注記)

子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
子会社	はるやま商事株式会社	所有 直接 100.00	役員の兼任 親立及び経営管理 資金の貸付 不動産の賃貸	経営管理料 (注) 1.	1,278,590	未収入金	146,165
				不動産の賃貸 (注) 2.	552,960	未収入金	50,688
				貸付金の回収 (注) 3.	600,000	関係会社 長期貸付金 (注) 4.	22,400,000
				利息の受取 (注) 3.	269,605		
子会社	株式会社 ミック	所有 直接 100.00	役員の兼任 親立及び経営管理 資金の貸付	貸付金の回収 (注) 3.	200,000	関係会社 長期貸付金	200,000
				利息の受取 (注) 3.	4,221		

(注) 1. 経営管理料については、当事者間の交渉のうえ決定しております。

2. 取引価格については、市場価格等に基づき交渉のうえ決定しております。

3. 貸付金の金利については、市場金利を勘案し交渉のうえ決定しております。

4. 子会社であるはるやま商事株式会社への貸倒懸念債権に対し、7,929,735千円の貸倒引当金を計上しております。

(1株当たり情報)

1株当たり純資産額 1,445円98銭

1株当たり当期純利益 △72円13銭

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2026年5月19日

株式会社はるやまホールディングス

取締役会御中

PwC Japan有限責任監査法人

京都事務所

指定有限責任社員 公認会計士 森本 健太郎
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 西村 祐介
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社はるやまホールディングスの2025年4月1日から2026年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社はるやまホールディングス及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない

連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2026年5月19日

株式会社はるやまホールディングス

取締役会 御中

PwC Japan有限責任監査法人

京都事務所

指定有限責任社員 公認会計士 森本 健太郎
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 西村 祐介
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社はるやまホールディングスの2025年4月1日から2026年3月31日までの第52期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
 - ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
 - ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
 - ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
 - ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上